

障害への理解と障害者差別解消法の周知を一層推進するため、令和元年度において、次の取組を継続して実施する

- ① 区の職員に対する障害特性の理解と障害者差別解消法に関する研修
- ② 区民等に対する障害への理解や障害者差別解消法の周知のための事業
- ③ 事業者に対する障害への理解や障害者差別解消法に関する事業の実施
- ④ 小中学校など教育機関に対する障害への理解や障害者差別解消法に関する事業の周知
- ⑤ 障害者差別の事例の蓄積

令和元年度の取組（予定）

4月	新任職員向け研修
	こどもの障害理解の取組について事業を開始（校長会において各小・中学校へ周知）
7月	不動産事業者団体に障害者差別解消法について説明
7～12月	ねりあるきラリーを開催（障害のある方が通う福祉施設や高齢者・子どもが利用する施設などを巡るスタンプラリー）
8月1日	小学校3～6年生向け夏休み体験ワークショップ ユニバーサルデザインを体験しよう
10月28日	練馬障害福祉人材育成・研修センター・オープン研修（事業所・区民向け）「障害者差別解消法」
10～12月	ねりまユニバーサルフェスを開催（年齢や障害、国籍など、一人ひとりのいろいろな立場を、スポーツや音楽、アートなどを通じて、楽しみながら知ることができる参加型のイベント） ユニバーサルスポーツフェスティバル、障害者ふれあい作品展、Nerimaユニバーサルコンサートなど
11月	職員向け庁内ネットワーク環境を利用した研修
12月4日	区民向け 障害者差別解消に関する講演会
12月4～10日	区役所アトリウムで障害者差別解消法に関するパネル展示
2月17日	練馬障害福祉人材育成・研修センター・啓発研修（区民向け） 「誰もが住みよい地域になるために～障害者差別解消法を知る～」
1～2月	区職員・委託事業者向け研修の開催